



山形県交通安全シンボルマーク

令和5年度

秋の交通安全県民運動

実施要綱

実施期間 9月21日(木)～9月30日(土)

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

交通安全「互いに守る 思いやり」県民運動

まずは みんなで **安全確認!** みんなで **交通ルール**を守る

秋の全国交通安全運動 令和5年9月21日(木)～9月30日(土)

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

内閣府

- 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

チャイルドシート着用推進シンボルマーク「カチャビヨん」

内閣府交通安全対策オフィシャルサイト

運動の重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の撲滅
- 3 自転車等のヘルメット着用の促進と交通ルール遵守の徹底

主唱 山形県交通安全対策協議会

第 1 目 的

日没が早まる秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発することから、県民一人ひとりに事故防止のための具体的な行動を周知・実践してもらうことにより交通事故防止を図る。
本運動の実施に当たっては、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努める。

第 2 運動の重点及び推進事項

| 運動の重点 | 推 進 事 項 |
|------------------------------|--|
| 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道の利用、車両の直前直後横断の禁止、斜め横断の禁止、信号に従う等の歩行者の交通ルール遵守の徹底 ○ 横断時、手や横断旗で横断する意思を表し、横断開始時と横断中の二度確認の励行 ○ 通学路における交通安全の呼びかけや児童・生徒を見守る活動等の実践 ○ 夕方からの外出時における明るい色の衣服と夜光反射材着用の徹底 |
| 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の撲滅 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道における歩行者優先義務等の運転者の交通ルール遵守の徹底 ○ 高齢運転者への安全教育及び安全指導の促進 ○ 安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進 ○ 運転に不安のある高齢運転者の運転免許証の自主返納の促進 ○ 夕暮れ時における車も自転車も早めのライト点灯の促進 ○ 夜間における車のハイビームの積極的活用の促進 ○ 全ての座席におけるシートベルトの着用と正しいチャイルドシート使用の徹底 ○ 飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない」意識の徹底 ○ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進 ○ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の危険運転の防止 |
| 3 自転車等のヘルメット着用の促進と交通ルール遵守の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車安全運転利用五則を活用した自転車の交通ルールの遵守・マナーの周知徹底 ○ 交差点での一時停止・安全確認、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行等禁止の基本ルールや、傘差し運転、イヤホン・スマートフォン等使用時の危険性の周知徹底及び夜光反射材の取付け促進 ○ 自転車の定期的な点検整備と自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 ○ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえた広報啓発の推進 ○ 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する新たな交通ルールの周知徹底と、利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえた広報啓発の推進 |

第 3 各機関・団体の具体的重点推進事項

| 実施機関・団体 | 推 進 事 項 |
|-------------------------------------|---|
| 全機関・団体（共通） （県・地区・市町村 交対協を含む。） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「前をよく見て運転集中」「歩行者を守ろう」意識の周知徹底 ○ 「ながらスマホは絶対にしない」意識の徹底及び危険性についての周知徹底 ○ 横断時の意思表示と停止したドライバーに謝意を伝える「交通安全ありがとう運動」の推進 ○ 横断歩道における歩行者優先義務の遵守による歩行者保護の周知徹底 ○ 通学路等を通行する車両の運転者に対する安全運転の広報啓発の促進 ○ 交通安全に係る広報活動の実施（チラシ、庁内放送、機関紙、有線放送、防災無線、広報車等） ○ 自転車の安全で適正な利用及び自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 ○ 自転車利用者等に対するヘルメット着用の推進 ○ 夜光反射材の普及及び着用促進 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室等開催による交通安全教育の推進 ○ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進 |
| 警 察 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転、横断歩行者妨害違反、一時不停止違反等交通指導取締りの強化 ○ 「交通安全ゆとり号」、「動画KYT」、「わた郎君」、「交通安全危険予測シミュレータ」を活用した参加・体験・実践型交通安全教室の推進 ○ 夜光反射材の着用促進 ○ 自転車等の利用者による交通違反に対する指導取締りの強化 |

| | |
|---|--|
| <p>教育委員会 幼稚園、保育園 小・中・高等学校 PTA</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域等との連携による登下校時の街頭指導、安全な横断や夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車の夜光反射材着用等の指導 ○ 自転車の安全利用と交通ルールの指導（特に一時停止、安全確認、夜間における前照灯点灯、スマートフォン・携帯電話の使用禁止、ヘッドホン・イヤホンの使用禁止、正しい駐輪の周知、ヘルメットの着用の促進、幼児二人同乗用自転車乗用時のシートベルト着用の促進） ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催による交通安全教育の推進 ○ 自転車点検整備の推進と自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 ○ 全席へのシートベルト着用の徹底とチャイルドシートの正しい着用・効果の啓発・指導 ○ 通学路の安全点検の実施による危険箇所の把握と対策の検討 |
| <p>道路管理者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路パトロールの強化 ○ 通学路、事故多発地点での交通安全施設の点検・整備 |
| <p>山形運輸支局</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭車両検査等による不正改造車・整備不良車の排除、過積載運行防止の指導 ○ 自動車運送事業者等に対する運行管理の徹底、車両点検整備の促進指導 |
| <p>山形労働局</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（①交通労働災害防止のための管理体制の確立 ②適正な労働時間等の管理、走行管理 ③教育の実施 ④健康管理 ⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚 ⑥荷主、元請による配慮）の周知徹底 |
| <p>交通安全協会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車安全利用5則の周知徹底、バイク・自転車利用の子どもと高齢者等に対する安全指導の強化 ○ 「夜光反射材」の普及促進と街頭における直接貼付活動の推進 ○ 家庭、地域から飲酒運転を出さない広報・啓発の推進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシート着用の街頭指導 |
| <p>安全運転管理者協会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転・無免許運転撲滅のための教育・指導の徹底 ○ 安管ドライバー四つの確認行動の遵守 ○ 夕方早めのライト点灯とハイビームの積極活用 |
| <p>指定自動車教習所協会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教習生に対する「思いやりの心」を基調とする交通安全教育の徹底 ○ 高齢運転者等に対する教習所開放による参加・体験・実践型交通安全教育の推進 ○ 飲酒運転の危険性、悲惨さについての啓発・指導 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の義務・必要性及び着用効果の啓発・指導 |
| <p>J R 東日本 踏切道事故防止 関係団体</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切直前での一時停止と安全通行の指導・広報活動の推進 ○ 踏切設備の点検・整備の推進 ○ 踏切における緊急措置（非常ボタンの取扱い、踏切内に閉じ込められた時の脱出方法等）の周知徹底 |
| <p>トラック協会 バス協会 ハイヤー協会 ハイヤー・タクシー協会 自家用自動車協会 自動車販売店協会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ プロドライバー等による横断歩行者保護規定を遵守した模範運転の実践 ○ 「みんなで声だし安全運転」、「目で確認！大きな声で安全確認！」の励行 ○ 職場から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底 ○ 「早めヘッドライト点灯」運転、「歩行者・自転車注意減速」運転の励行 ○ 過労・過積載運転等防止のための適正な運行管理の徹底 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用推進（来店・乗客等に対する呼びかけ） |
| <p>二輪車普及安全協会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭での安全点検・指導 ○ 初心ライダー及びリターンライダーに対する安全運転の広報啓発 |
| <p>サイクリング協会 自転車軽自動車商 協同組合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用時の交通ルールの普及及び夜光反射材等の活用促進 ○ 自転車点検整備の推進と保険の加入促進及びTSマーク普及促進（TSマーク（赤）の補償内容－傷害補償：入院15日以上10万円、死亡・重度障害100万円、被害者見舞金：入院15日以上10万円、賠償責任補償：死亡・重度後遺障害1億円） |
| <p>交通安全母の会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故に遭わない・起こさない家庭づくりの推進（愛の一声運動） ○ 高齢者世帯訪問等による事故防止活動の推進 ○ 直接貼付活動等による夜光反射材着用の推進 ○ 家族から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底 |
| <p>老人クラブ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時・夜間における「明るい色の衣服」、「夜光反射材」の着用促進運動の推進 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 ○ 会員から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底 ○ 歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導の徹底 ○ 道路横断時の左右確認及び横断中の左右確認（二度確認）の励行 |
| <p>旅館、麺類飲食、 料理飲食、鮎商、 社交、喫茶各生活 衛生同業組合、小 売酒販組合連合 会、酒造組合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転をするおそれのある者へ酒類提供をしない呼びかけの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓発 ○ 飲酒運転は見逃さない呼びかけの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転防止の提案（ハンドルキーパー、公共交通機関、タクシー、代行車、宿泊施設利用等）の促進 |

